

◎新潟県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和3年1月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 上越都市計画臨港地区
- (2) 名称 直江津港臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

上越市八千浦の一部、大字夷浜の一部、大字遊光寺浜の一部、大字下荒浜の一部、大字上荒浜の一部、大字黒井の一部、港町二丁目の一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 令和3年1月5日
至 令和3年1月19日

(2) 場所

- ア 上越市本城町5番6号（〒943-8551）
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
- イ 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）
上越市都市整備部都市整備課計画係
- ウ 上越市浦川原区釜淵5番地（〒942-0393）
上越市浦川原区総合事務所建設グループ
- エ 上越市柿崎区柿崎6405番地（〒949-3292）
上越市柿崎区総合事務所建設グループ
- オ 上越市板倉区針722番地1（〒944-0192）
上越市板倉区総合事務所建設グループ

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号を（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類についても）記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

上越市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和3年1月19日（火）（必着のこと。）